

令和3年度保育所・認定こども園等の利用についてのお知らせです



令和3年度も引き続き保育所・認定こども園等の利用を希望する
在園児のお子さんの手続きについて

- 乳児園を卒園し、認可保育所または認定こども園等の利用を希望する場合
- 転園（認定こども園を含む）を希望する場合
- 1号認定から2号認定での入所を希望する場合



新規利用申請の手続きが必要です。
申請書類を9/16（水）～10/12（月）の書類配布期間内に、
現在入園している園または転園希望の園から受取り、「申請受付日」
を予約のうえ、申請書を市に提出してください。

現在利用している保育所・認定こども園を来年度も継続して利用
を希望する場合



提出書類はありません。
給付認定期間内での利用が可能です。今後 10 月中旬頃から園を
通して来年度の継続利用や退所予定など意向確認を行う予定なので、
その際に意向を伝えてください。

※給付認定の現況に変更がないか毎年確認を行います。令和3年度の確認（現況届）は12月～1月頃を予定しています。現況届に保育を必要とする事由を証明する書類（就労証明書等）を添付して提出していただきます。

問合せ先
市役所 2F こども課子育て支援担当
Tel 0238-22-5111
(内線 3609・3610)